



金沢市公報

号外第12号の4

平成19年(2007年)3月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●規則		○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	() 10
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (職員課)	1	○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	() 11
○市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則 ()	2	○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	() 11
○金沢市職員職名規則の一部を改正する規則 ()	2	○職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	19
○金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則 ()	3	○金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則 ()	19
○金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則 ()	4		
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ()	6		

規 則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第20号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(金沢市職員等旅費条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市職員等旅費条例施行規則(昭和25年規則第45号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「助 役」を「副市長」に改める。

様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第9号までの規定中「収入役」を「会計管理者」

に、「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

(金沢市地区調査員設置規則の一部改正)

第2条 金沢市地区調査員設置規則(昭和51年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「吏員」を「職員」に改める。

(金沢市長の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部改正)

第3条 金沢市長の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(昭和53年規則第75号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「事務吏員」を「職員」に改める。

(金沢美術工芸大学の組織及び分掌事務規則の一部改正)

第4条 金沢美術工芸大学の組織及び分掌事務規則(昭和54年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務吏員」を「事務職員」に改める。

(金沢市収入役補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第5条 金沢市収入役補助組織及び分掌事務規則(昭和55年規則第34号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市会計管理者補助組織及び分掌事務規則

第1条及び第2条第1項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

(金沢市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「検査吏員」を「検査職員」に改め、同条中「屋外広告物検査吏員証」を「屋外広告物検査職員証」に改める。

様式第13号(表)中「屋外広告物検査吏員証」を「屋外広告物検査職員証」に改める。

(金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則の一部改正)

第7条 金沢市住民基本台帳ネットワークシステム運営管理規則(平成14年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「助役」を「副市長」に改める。

(金沢市情報セキュリティに関する規則の一部改正)

第8条 金沢市情報セキュリティに関する規則(平成15年規則第86号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「助役」を「副市長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の金沢市職員等旅費条例施行規則様式第2号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第21号

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則の一部を改正する規則

市長の職務を代理する助役の順序に関する規則(平成8年規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名中「助役」を「副市長」に改める。

本則中「助役」を「副市長」に、「蓑 豊」を「藤崎 強」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第22号

金沢市職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び職種名」を削り、「別表」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 主事 司書 保育士 学芸員 心理士

(2) 技師 医師 歯科医師 薬剤師 獣医師 保健師 看護師 助産師 管理栄養士 栄養士 診療放射線技師
理学療法士 作業療法士 臨床検査技師 歯科衛生士 臨床工学技士

(3) 運転技士 技能技士 業務技士 用務技士 校務技士 調理技士

(4) 業務士 用務士 校務士 調理士

第4条第2項ただし書中「職種名」を「職名」に改める。

別表を削る。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する職員で、平成19年3月31日に次の表の旧職名等の欄に掲げる職名及び職種名を

有していたものは、別に辞令を用いることなく、それぞれ同表の新職名の欄に定める職名に発令されたものとする。

旧 職 名 等		新 職 名
職 名	職 種 名	職 名
事務吏員	主事	主事
事務吏員	司書	司書
事務吏員	保育士	保育士
事務吏員	学芸員	学芸員
事務吏員	心理士	心理士
技術吏員	技師	技師
技術吏員	医師	医師
技術吏員	歯科医師	歯科医師
技術吏員	薬剤師	薬剤師
技術吏員	獣医師	獣医師
技術吏員	保健師	保健師
技術吏員	看護師	看護師
技術吏員	助産師	助産師
技術吏員	管理栄養士	管理栄養士
技術吏員	栄養士	栄養士
技術吏員	診療放射線技師	診療放射線技師
技術吏員	理学療法士	理学療法士
技術吏員	作業療法士	作業療法士
技術吏員	臨床検査技師	臨床検査技師
技術吏員	歯科衛生士	歯科衛生士
技術吏員	臨床工学技士	臨床工学技士
技能吏員	運転技士	運転技士
技能吏員	技能技士	技能技士
技能吏員	業務技士	業務技士
技能吏員	用務技士	用務技士
技能吏員	校務技士	校務技士
技能吏員	調理技士	調理技士
業務吏員	業務士	業務士
業務吏員	用務士	用務士
業務吏員	校務士	校務士
業務吏員	調理士	調理士

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第23号

金沢市職員就業規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「午後零時15分から午後1時まで」を「正午から午後零時45分まで」に改める。

第44条中「生後1年6月」を「生後1年9月」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「午後零時15分から午後1時まで」を「正午から午後零時45分まで」に改め、同条第3項を削

り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条の2中「生後1年6月」を「生後1年9月」に改める。

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「定め、」の次に「又は」を加え、「を置き、又は条例第7条の規定により休息时间」を削る。

第14条第1項第11号中「生後1年6月」を「生後1年9月」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第24号

金沢市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

金沢市職員被服貸与規則（昭和31年規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中「事務吏員（保育士を除く。）」を「主事、司書、学芸員及び心理士」に改め、同表第2項の表中

歴史建造物整備課 用水・惣構堀保全室	作業服（上）	1		を
-----------------------	--------	---	--	---

歴史建造物整備課 まちなみ保全室 用水・惣構堀保全室	作業服（上）	1		に
----------------------------------	--------	---	--	---

改め、まちなみ保存課の項を削り、

農林総務課	作業服（上）	1	地籍調査担当者を除く。	を
	作業服（上、下）	2	地籍調査担当者に限る。	
	作業服（夏）（上、下）	2		
	防寒衣	1	地籍調査担当者に限る。	
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
中山間地域農業振興室	作業服（上、下）	2		
	作業服（夏）（上、下）	2		
	防寒衣	1		
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
農林基盤整備課	作業服（上）	1	林地整備担当者を除く。	
	作業服（上、下）	2	林地整備担当者に限る。	
	作業服（夏）（上、下）	2		
	防寒衣	1		
	ゴム長靴	1		
	防寒長靴	1		
	安全靴	1		

農業総務課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
森林再生課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	ナイロン製軽登山靴	1	

に

改め、森づくり推進室の項を削り、「保険年金課」を「健康保険課」に、

環境総務課 施設整備室	を	環境総務課	に、
戸室新保埋立場		戸室新保埋立場 埋立場建設準備室	

都市計画課 地区計画推進室	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	1	都市景観担当者に限る。
	作業服（夏）（上）	2	庶務担当者及び都市景観担当者を除く。
	作業服（上、下）	2	
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	庶務担当者を除く。
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

を

都市計画課	作業服（上）	1	庶務担当者に限る。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	2	庶務担当者を除く。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
景観政策課	作業服（上、下）	1	
	作業服（夏）（上）	2	
	防寒衣	1	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	

に、

住宅政策課	作業服（上）	1	
	作業服（下）	2	

市営住宅課	作業服（上）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理並びに瑞樹団地の分譲事務に従事する者を除く。
	作業服（上、下）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理並びに瑞樹団地の分譲事務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	常時庁外で住宅使用料の徴収及び瑞樹団地の分譲事務に従事する者に限る。
	防寒衣	1	

を

住宅政策課	作業服（上）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者を除く。
	作業服（下）	2	
	作業服（上、下）	1	瑞樹団地の分譲事務に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	
	防寒衣	1	
市営住宅課	作業服（上）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者を除く。
	作業服（上、下）	1	市営住宅の維持管理、住宅使用料の賦課、徴収及び滞納整理に従事する者に限る。
	作業服（夏）（上、下）	2	
	ゴム長靴	1	
	防寒長靴	1	常時庁外で住宅使用料の徴収に従事する者に限る。
	防寒衣	1	

に

改める。

別表第2第1項中「技術吏員（医療職給料表が適用される職員を除く。）」を「技師」に改め、同表第2項の表作業服（上）の項及び作業服（下）の項中「戸室リサイクルプラザ」を「埋立場建設準備室」に改め、同第2項の表作業服（冬）（上、下）の項中「及び戸室新保埋立場」を「戸室新保埋立場及び埋立場建設準備室」に改め、同第2項の表作業服（夏）（下）の項中「戸室リサイクルプラザ」を「埋立場建設準備室」に改め、同第2項の表防寒衣の項中「農林総務課」を「農業総務課」に、「農林基盤整備課」を「森林再生課」に、「戸室リサイクルプラザ」を「埋立場建設準備室」に改め、同第2項の表安全靴の項中「農林総務課」を「農業総務課」に、「農林基盤整備課」を「森林再生課」に改め、「戸室新保埋立場」の次に「埋立場建設準備室」を加え、同第2項の表ズックの項中「戸室リサイクルプラザ、」を削り、同第2項の表ナイロン製軽登山靴の項中「森づくり推進室」を「森林再生課」に改める。

別表第5第2項の表及び別表第6第2項の表中

「職種名」を「職名」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第25号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項中「額は、当該職を占める者の給料月額に同表右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額に相当する額」を「区分は、同表中欄の区分に応じ、同表右欄に定める区分」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第2の2の右欄に定める額とする。

第13条第1項第1号中「支給割合」を「区分」に改める。

第13条の2第1項を次のように改める。

条例第19条の2第2項の市長が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条の2第1項に規定する職を占める職員（次号に掲げる職員を除く。）

次に掲げる当該職員の占める職に係る別表第2の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 1種 12,000円
- イ 2種 10,000円
- ウ 3種 8,500円
- エ 5種 6,000円

(2) 条例第10条の2第1項に規定する職を占める職員のうち、大学及び市立工業高等学校の職員 次に掲げる当該職員の占める職に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 大学の学長 12,000円
- イ 市立工業高等学校長 6,000円
- ウ 市立工業高等学校教頭 4,000円

第16条の2中「支給割合」を「区分」に改める。

第16条の4中「支給割合」を「区分」に、「4種の職を占める職員については100分の7、」を「4種又は」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条の3関係）

部 局 別	職	区分
市長の事務部局	局長 卸売市場長 市立病院長 市立病院副院長 市立病院事務局長 美術工芸大学事務局長 技監 会計管理者 その他の担当局長	1種
	部長 東京事務所長 福祉健康センター所長 保健所長 市立病院診療部長 市立病院中央診療部長 その他の担当部長	2種
	課長 玉川こども図書館開設準備室長 農業センター所長 中央卸売市場事務局次長 公設花き地方卸売市場事務局長 人権同和対策室長 市民センター所長（森本市民センター所長及び安原市民センター所長に限る。）城北児童会館長 福祉健康センター次長 食品安全対策室長 食肉衛生検査所長 管理センター所長 近江町市場再整備事務所長 道路等管理事務所長 市立病院事務局次長 市立病院薬剤部長 市立病院看護部長 美術工芸大学事務局次長	3種
	調査統計室長 まちなみ保全室長 用水・惣構堀保全室長 滞納整理室長 検査員室長 まちなかビジネス振興室長 ファッション産業振興室長 伝統工芸産業振興室長 男女共同参画室長 市民センター所長（森本市民センター所長及び安原市民センター所長を除く。）中村町保育所長 戸室新保埋立場長 埋立場建設準備室長 西部クリーンセンター所長 東部クリーンセンター所長 生活道路室長 設計技術	5種

	室長 建物安全対策室長 建築確認審査室長 市立病院事務局医事室長 市立病院看護部担当部長 美術工芸大学附属図書館長 美術工芸大学造形芸術総合研究所長 美術工芸大学評議員 その他の担当課長、担当室長、担当所長及び担当次長	
教育委員会の事務部局	部長 教育プラザ富樫総括施設長 その他の担当部長	2種
	課長 市立工業高等学校長 市立工業高等学校事務局長 中央公民館長 図書館長	3種
	市立工業高等学校教頭（市長が定める教頭に限る。）	4種
	市立工業高等学校教頭（市長が定める教頭を除く。） 主席指導主事 その他の担当課長、担当所長及び担当館長	5種
議会の事務部局	事務局長	1種
	課長	3種
	担当課長	5種
選挙管理委員会の事務部局	書記長	3種
監査委員の事務部局	事務局長	3種
農業委員会の事務部局	事務局長	3種
消防長の事務部局	消防長	1種
	次長 その他の担当次長	2種
	課長 消防署長	3種
	中央消防署副署長 駅西消防署副署長 金石消防署副署長 中央消防署担当副署長 駅西消防署担当副署長 その他の担当課長	5種

備考 この表において区分の異なる職を併せ有する者については、上位の区分を適用する。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第2条の3関係）

1 行政職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の額
9 級	1 種	104,200 円
8 級	2 種	82,200 円
7 級	2 種	77,400 円
	3 種	66,400 円
6 級	3 種	62,300 円
	5 種	51,900 円

2 教育職給料表(1)

職務の級	区 分	管理職手当の額
5 級	5 種	66,800 円

3 教育職給料表(2)

職務の級	区 分	管理職手当の額
4 級	3 種	72,800 円
3 級	4 種	52,900 円
	5 種	44,100 円

4 医療職給料表(1)

職務の級	区 分	管理職手当の額
4 級	1 種	110,100 円
3 級	2 種	89,900 円
	3 種	77,100 円
	5 種	64,200 円

5 医療職給料表(2)

職務の級	区 分	管理職手当の額
8 級	1 種	96,800 円
	2 種	84,700 円
7 級	2 種	76,700 円
6 級	3 種	62,300 円
5 級	3 種	58,900 円

6 医療職給料表(3)

職務の級	区 分	管理職手当の額
7 級	3 種	66,300 円
6 級	3 種	65,000 円
	5 種	54,200 円

備考 別表第2に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると市長が認める職を占める職員に支給する管理職手当の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で市長が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

別表第3中	東京事務所	事務吏員	1.0	を
	農林総務課、放牧場及び保健所（食肉衛生検査所を除く。）	獣医師	1.0	

東京事務所	主事	1.0	に改め、同表美
農業総務課、放牧場及び保健所（食肉衛生検査所を除く。）	獣医師	1.0	
防災安全課	消防局消防吏員に併任する者	1.0	

術工芸大学の項中「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 2 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第10条の2の規定により管理職手当が支給される職員のうち、改正後の職員の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条の3第2項の規定による管理職手当

の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分等相当職員（同日において占めていた改正前の職員の給与に関する条例施行規則第2条の3第1項に規定する別表第2に掲げる職に係る同表の右欄に定める支給割合（以下「旧支給割合」という。）より高い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。）同日にその者が受けていた管理職手当の額
- (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（旧支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当の額
- (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第5号において同じ。）同日に当該旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (5) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧支給割合より低い支給割合に相当する新規別表第2の右欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
- (6) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- (7) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に職員以外の地方公務員、国家公務員又はその業務が市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるものに使用される者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして市長が定める職員 前各号の規定に準じて市長が定める額

（金沢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

4 金沢市職員退職手当支給条例施行規則（昭和30年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第3項中「支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合と」を「占めていた職に応じた管理職手当の区分（平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）別表第2に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める区分及び平成19年4月1日以後適用されている同規則別表第2の区分欄に掲げる区分をいう。以下同じ。）と」に、「支給を受けていた管理職手当を計算する際に用いた給料月額に乗ずる支給割合の」を「占めていた職に応じた管理職手当の区分の」に、「ものを給料月額に乗じて得た」を「区分による」に改める。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第26号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号中「100分の13」を「100分の14」に改め、同項第2号中「100分の1」を「100分の2」に改め、同条第2項中「100分の11」を「100分の12」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第27号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号中「助教授」を「准教授」に改める。

第34条中「支給割合」を「区分」に改める。

別表第1イの表中「助手」を「助教及び助手」に、「助教授」を「准教授」に改める。

別表第2イの表中「助教授」を「准教授」に、

助手

を

助教 助手

に改める。

別表第3中「盲学校、^{ろう}聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に、「盲学校、^{ろう}聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 この表の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、^{ろう}聾学校又は養護学校を含む。

別表第6イの表中

助手

を

助教 助手

 に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第28号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「とする」を「とし、職員を昇格させた場合におけるその者の号給は別表第5のとおりとする」に改める。

第7条中「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当」に改め、同条の表中「6級及び」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

	円	円	円	円	円
1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300

	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300
	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
再任用職員 以外の職員	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	203,700	254,200	285,400	316,500	
	71	204,400	254,800	286,200	317,000	
	72	205,100	255,400	287,000	317,500	
	73	205,900	255,900	287,900	317,800	
	74	206,700	256,400	288,700	318,300	

75	207,500	256,900	289,500	318,800
76	208,300	257,400	290,300	319,300
77	208,900	258,000	291,100	319,600
78	209,600	258,500	291,700	320,000
79	210,300	259,000	292,300	320,400
80	211,000	259,500	292,900	320,800
81	211,700	259,900	293,400	321,300
82	212,400	260,200	294,000	321,700
83	213,100	260,500	294,600	322,100
84	213,800	260,800	295,200	322,500
85	214,500	261,200	295,700	322,900
86	215,200	261,600	296,300	323,300
87	215,900	262,000	296,900	323,700
88	216,600	262,400	297,500	324,100
89	217,200	262,600	297,900	324,400
90	217,800	263,000	298,400	324,800
91	218,400	263,400	298,900	325,200
92	219,000	263,800	299,400	325,600
93	219,500	264,200	299,900	325,900
94	220,000	264,600	300,400	326,300
95	220,500	265,000	300,900	326,700
96	221,000	265,400	301,400	327,100
97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	

	113	229,800	270,500	308,400		
	114	230,300	270,800	308,800		
	115	230,800	271,100	309,200		
	116	231,300	271,400	309,600		
	117	231,700	271,700	309,900		
	118	232,100	272,000	310,300		
	119	232,500	272,300	310,700		
	120	232,900	272,600	311,100		
	121	233,300	272,800	311,400		
	122		273,100	311,800		
	123		273,400	312,200		
	124		273,700	312,600		
	125		273,800	312,800		
	126		274,100	313,200		
	127		274,400	313,600		
	128		274,700	314,000		
	129		274,800	314,200		
	130		275,100	314,600		
	131		275,400	315,000		
	132		275,700	315,400		
	133		275,800	315,600		
	134		276,100			
	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

別表第2の6級の項を削る。

別表第3の表を次のように改める。

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
技能職員	高校卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		
	中学卒		1	2	別に定める	別に定める
		0	1	3		
業務職員	中学卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第4条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	5	1	1
15	1	6	1	1
16	1	6	1	1
17	1	7	1	1
18	1	7	1	2
19	1	8	1	3
20	1	8	1	4
21	1	9	1	5
22	1	10	1	5
23	1	11	1	6
24	1	12	1	6
25	1	13	1	7
26	1	14	1	7
27	1	15	1	8
28	1	16	1	8
29	1	17	1	9
30	1	18	2	9
31	1	19	3	10
32	1	20	4	10
33	1	21	5	11
34	1	22	6	11
35	1	23	7	12
36	1	24	8	12
37	1	25	9	13
38	2	26	10	13
39	3	27	11	14
40	4	28	12	14
41	5	29	13	15
42	6	29	14	15
43	7	30	15	16
44	8	30	16	16
45	9	31	17	17

46	10	31	18	18
47	11	32	19	19
48	12	32	20	20
49	13	33	21	21
50	14	34	22	21
51	15	35	23	22
52	16	36	24	22
53	17	37	25	23
54	18	38	26	23
55	19	39	27	24
56	20	40	28	24
57	21	41	29	25
58	22	42	30	25
59	23	43	31	26
60	24	44	32	26
61	25	45	33	27
62	26	45	34	27
63	27	46	35	28
64	28	46	36	28
65	29	47	37	29
66	30	47	38	29
67	31	48	39	29
68	32	48	40	30
69	33	49	41	30
70	33	49	42	30
71	34	50	43	31
72	34	50	44	31
73	35	51	45	31
74	35	51	46	32
75	36	52	47	32
76	36	52	48	32
77	37	53	49	33
78	37	53	49	33
79	38	54	50	33
80	38	54	50	33
81	39	55	51	34
82	39	55	51	34
83	40	56	52	34
84	40	56	52	34
85	41	57	53	35
86	41	57	54	35
87	42	57	55	35
88	42	58	56	35
89	43	58	57	36
90	43	58	57	36
91	44	59	58	36
92	44	59	58	36

93	45	59	59	37
94	45	60	59	37
95	46	60	60	37
96	46	60	60	38
97	47	61	61	38
98	47	61	61	38
99	48	61	62	39
100	48	61	62	39
101	49	62	63	39
102	49	62	63	
103	49	62	64	
104	50	62	64	
105	50	63	65	
106	50	63	66	
107	51	63	67	
108	51	63	68	
109	51	64	69	
110	52	64	69	
111	52	64	70	
112	52	64	70	
113	53	65	71	
114	53	65	71	
115	54	65	72	
116	54	65	72	
117	55	66	73	
118	55	66	74	
119	56	66	75	
120	56	66	76	
121	57	67	77	
122		67	78	
123		67	79	
124		67	80	
125		68	81	
126		68	81	
127		68	82	
128		68	82	
129		69	83	
130		69	83	
131		69	84	
132		70	84	
133		70	85	
134		70		
135		71		
136		71		
137		71		

備考 この表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において改正前の別表第1の6級に在職する者の給与については、改正前の技能労務職員の給与に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第29号

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 678 718 896">条例第16条第1項第2号</td> <td data-bbox="718 678 1372 896">戸室新保埋立場に所属する職員、リサイクル推進課に所属する技術職員で、戸室リサイクルプラザで業務を行うもの又は施設管理課に所属する技術職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの</td> </tr> </table>	条例第16条第1項第2号	戸室新保埋立場に所属する職員、リサイクル推進課に所属する技術職員で、戸室リサイクルプラザで業務を行うもの又は施設管理課に所属する技術職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの	を
条例第16条第1項第2号	戸室新保埋立場に所属する職員、リサイクル推進課に所属する技術職員で、戸室リサイクルプラザで業務を行うもの又は施設管理課に所属する技術職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの			
第1条の2の表中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="399 896 510 1099">条例第16条第1項第2号</td> <td data-bbox="510 896 1149 1099">戸室新保埋立場に所属する職員又は施設管理課に所属する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、戸室新保埋立場で業務を行うもの若しくは東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの</td> </tr> </table>	条例第16条第1項第2号	戸室新保埋立場に所属する職員又は施設管理課に所属する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、戸室新保埋立場で業務を行うもの若しくは東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの	に改める。
条例第16条第1項第2号	戸室新保埋立場に所属する職員又は施設管理課に所属する職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）で、戸室新保埋立場で業務を行うもの若しくは東部クリーンセンター若しくは西部クリーンセンターに勤務するもの			

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第30号

金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則及び金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部を改正する規則

（金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則（昭和32年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「総務局職員課職員厚生室」を「総務局職員課」に改める。

第36条及び第36条の2第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第52号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

（金沢市職員退職給与金条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市職員退職給与金条例施行規則（昭和34年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「総務局職員課職員厚生室」を「総務局職員課」に改める。

第18条及び第18条の2第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

様式第39号中「金沢市収入役」を「金沢市会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年(2007年)3月30日 印刷
平成19年(2007年)3月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)